

自治基本条例 検証シート

◆基礎情報

制度の名称／自治基本条例の条	行政連携制度／第37条	担当部課名	政策局SDGs共創室 産官学共創課
制度の目的 (誰に／何を／どうする)	共通する行政課題や広域的な行政課題の解決による市民サービスの向上		
関係条例等	地方自治法第1条の2、兵庫県市長会会則等		
制度の取組状況（主にH30年度以降の取組を記載）			
主な行政連携の取組（詳細は別紙参照） 1. 新たに開始した取組 ①新たな水源の確保に向けた阪神水道企業団への加入【一部事務組合】 R4受水申し入れ R5企業団への加入議決(市議会) R7企業団への加入、新規受水開始 ②水上オートバイの利用による遊泳者等への危険行為への対応 R3.7～8 危険行為発覚 R3.9～官民連携会議の開催、国・県・市合同パトロール等取組 R4.3市条例制定 R4.7 県条例改正(罰則強化) ③物品等の共同購入 ・R5.4～太陽光発電設備、家庭用蓄電池の共同購入 ・県の「市町連携の推進に関するワーキング」で更なる共同購入を検討 ④パートナーシップ制度に係る連携協定締結 ・R3.12徳島県徳島市:制度利用者の負担軽減 ・R4.2 岡山県総社市:制度の普及啓発 ⑤神戸市との連携 ・R5.9「神戸市と明石市の生物多様性を守り育てるための連携・協力に関する協定」を締結 R5.11～共同イベントを多数実施 ・R7.11神戸マラソン2025大会からコースが明石市域まで延伸 開催に向け協力 2. 属性や地域性に基づく取組（継続） ⑥属性に基づく連携・取組：県市長会（県内29市）、中核市市長会（全国62市）など ⑦地域性に基づく連携・取組：神戸隣接市・町長懇話会(9市町)、東播磨流域文化協議会（県・13市町）、播磨広域連携協議会（21市町）など			
取組の成果／効果		取組の課題／制度に対する考え方	
①市民への安定的な水源の確保や施設の効率化を図ることができる。 ②複数の行政機関が役割分担しながら課題解決に向けた取り組みを推進した。 ③スケールメリットのよる設置費用の低減が図られた。 ④先進事例の普及啓発のほか、制度利用者の負担軽減が図られた。 ⑤共通する行政課題について他市と連携し、国や県に要望を行った。 ⑥観光イベントや合同防災訓練を開催し、近隣市町との連携を深めた。		・各市町の状況が異なるため、課題認識の程度に差がある。 ・連絡調整に相当程度の時間や労力を要し、迅速な意思決定が難しくなる。 ・様々な連携手法がある中で、行政課題の内容に応じた手法を選択する必要がある。	

検証 (1) 制度が社会情勢に適合しているか

制度に関連した社会情勢	左記の社会情勢の現状と制度が適合しているか	自己検証	横断的検証	市民検証
人口減少・高齢化の進展に伴う社会構造の変化や多様化・高度化する行政ニーズの変化等により、基礎自治体である市町の役割は増大している一方で、職員数や財政に制約があり、更なる効率化が求められている。	・各市町が行政連携し、共通の事務を共同で処理することにより、人的面や財政面等において、効率的・効果的な市民サービスの提供につながる。 ・近隣の市町で共通した課題については、各市町の先進事例を相互に導入・対応することで、市民サービスの更なる向上につながる。	○	○	

検証（２）本市にふさわしい制度か

市単独では解決できない課題や、市の権限が及ばない課題については、権限を持つ国や県など関係機関や他の自治体と連携するなど、行政課題の内容に応じて、その推進体制やスピード感等を踏まえた上で、最も適した方法を選択しており、適時適切に連携を進めていると認識している。	自己検証	横断的検証	市民検証
	○	○	

検証（３）制度が条例の基本原則に適合しているか

市政運営の基本原則	市政運営の基本原則に基づいて、制度が運用されたか （右記「自己検証」で「―」を選択した場合は記載不要）	自己検証	横断的検証	市民検証
1 参画と協働に基づくこと	【補足】制度として市民の協働と参画を想定していないため。	―	―	
2 公正で透明であること	個別の事業ごとに必要性に応じて、市議会に諮っているほか、市ホームページ等を通じて取組状況を公表している。	○	○	
3 効果的で効率的であること	各市共通の事務を共同で処理することにより、各市町の人的面や財政面等において効果が期待できる。	○	○	
4 施策を計画的に実施し、実施結果について評価を行うこと	個別の事業ごとに必要性に応じて、計画を定めた上で事務を遂行し、適宜計画の見直しを行っている。	○	○	

▶ 横断的検証（庁内検証会議）コメント

【検証１】 ・行政連携は成果が見えづらいが、先進事例の紹介等を通じた連携は、ここ最近で増えてきている。デジタル化が進み、距離の制約が無くなったため、近隣市町のような固定的な枠組みでの連携ではなく、遠方であっても、先進事例があれば適宜連携できるように変わってきている。
【検証２】 ・庁内各課にも近隣市町と連携した協議会等がある。連携の必要性や有用性を検討し、市町との関係性を崩すことなく、発展的な見直しを行っていくことも必要である。

前回の市民検証報告書の意見に対する各年度の取組状況

行政連携制度		
平成29年度 検証報告書の内容		平成30年度以降の市の考え方や取り組み・対応状況
1	少子高齢化の中で一つの自治体だけが頑張れる時代ではないのははっきりしている。広域連携をこれからどうしていくのかなど、行政間の結びつきの在り方というのはこれからものすごく重要になってくる。周辺の自治体とうまく結びつきながら財政運営もより効率化していく。これからのまちづくりにあっては、広域連携、行政連携をより前進してほしい。	共通する行政課題や広域的に取り組むべき課題を解決するためには、国・県をはじめ関係自治体と連携・協力することが重要であり、また、少子高齢化の進展による将来的な人口減少が避けられない中で、効率的に行政運営を行う観点からも、周辺自治体との相互補完による行政サービスの提供など、更なる行政連携を進めていく考えです。また、平成30年4月から中核市に移行したことから、県と個別に協議するとともに、都市自治体に共通する課題の解決に向けて、他の中核市とも連携して取り組んでいく考えです。
2	行政間の連携や相互協力においては、近隣市との関係における個別具体的な事例を取り上げ、様々な課題等により丁寧に対応していくことが重要である。	近隣市との行政連携については、神戸隣接市・町長懇話会や東播磨流域文化協議会、播磨広域連携協議会など各種協議会等を通じて、防災・観光・文化をはじめ連携効果の高い分野を中心に事業を実施するとともに、様々な分野での個別課題について各市と積極的に連携協力して解決を図っています。引き続き、神戸市とは都市計画道路の整備や安全安心な水道水の供給に向けた水源の確保等の課題解決に向けて、意見交換を行っています。
3		
4		